

(京都市障害者施策推進審議会資料)

令和2年8月
保健福祉局
〔担当 障害保健福祉推進室(222-4161)〕

障害を理由とする差別の解消に向けた取組について【報告】

障害者差別解消法（以下「法」という。）が平成28年4月1日から施行されており、本市では、障害のある方に対する合理的配慮などに適切に対応するため、平成28年1月に策定した「京都市対応要領」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領）に基づき、庁内の取組を進めるとともに、市民・事業者への啓発活動を行っていますので、令和元年度の取組状況を報告いたします。

1 「京都市対応要領」に基づく取組

平成28年1月に策定した「京都市対応要領」により、以下のとおり庁内の取組を進めている。

(1) 職員の研修・啓発（法の趣旨及び対応要領の周知、障害に関する理解の促進）

○ 「障害」をテーマにした研修の実施状況

| 年度 | 「障害」をテーマとした研修 | うち、法の趣旨・対応要領に関するもの |
|----------------|---------------|--------------------|
| R1 | 151件（9,390名） | 46件（1,513名） |
| 累計 (H28~R1) | 812件（38,373名） | 194件（7,661名） |

○ 具体的には、次のような機会を捉えて、法の趣旨や対応要領の内容、京都市手話言語条例の趣旨や手話、その他「障害」をテーマとした研修を実施

- ・ 職階ごとの職員を対象とする研修
新規採用職員研修，基本理念研修（採用2年目職員研修），新任主任研修，
学校園の管理職向け研修等
- ・ 各局区等において行われる業務研修，職場研修等
憲法月間や人権月間に行う職場研修で「障害」をテーマに取り上げるよう
各局区等に依頼

(2) 相談への対応等（障害者やその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談）

<相談への対応状況>

| 年度 | 受理件数 | 終 結 | 対応継続中 |
|----------------|------|-----|-------|
| R1 | 12件 | 11件 | 1件 |
| 累計 (H28~R1) | 76件 | 74件 | 2件 |

* 地域の関係機関等が、相談事例等に係る情報共有・協議を通じ、取組に活かしていくためのネットワーク組織

<相談対応事例等の情報共有>

- ・ 法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会*の役割を付加する
「京都市障害者自立支援協議会権利擁護部会」に、庁内の相談対応事例等を報告し、意見交換を行った。（3回）
- ・ 権利擁護部会で出された意見や好事例も合わせて、相談対応事例等を各局区等にフィードバックすることで、庁内全体の取組を推進

(3) 環境の整備（合理的配慮を的確に行うための施設，制度，体制等の整備）

各局区等において，みやこユニバーサルデザインの推進に準じた考え方により，環境の整備を進めている。

＜最近の取組例＞

- ・ヒアリンググループの更なる利用促進
- ・知的障害者への分かりやすい情報提供をテーマとした職員研修の実施
- ・そのほかイベント等における手話通訳や要約筆記，窓口での耳マークの掲示，計画冊子の点字版等の作成 など

2 市民・事業者への啓発活動

(1) 企業向け啓発講座（1月24日）（参加＝32名）

内容：「病気や障害があっても活躍できる社会に向けて～難病への理解と支援～」

京都難病相談・支援センター，難病患者就職サポーター（京都労働局）

からの難病に関する現状，日常生活や職場における配慮等に関する講演

(2) ほほえみ交流活動支援事業の実施

手話や車いすなどの障害体験講習会などを学校等と協働で実施する障害者団体に対して，開催経費等の助成や側面的支援を行う。

（46件：体験・交流学习＝32件，出前講演＝14件）

(3) その他

リーフレットの配布，講師派遣などを通じて，法の趣旨及び内容，障害への理解を深めるための普及啓発を行った。